

令和 3 年度 第 2 回 区連協 理事会

次 第

議 題

- (1) 令和 3 年度ごみ問題検討委員の選出について
- (2) 令和 3 年度通常総会の資料について
- (3) その他 連絡事項

令和3年度市連協専門部会員名簿

ごみ問題検討委員会

花見川区	花見川区町内自治会連絡協議会会長	
	中学校区町内自治会連絡協議会会長	
	中学校区町内自治会連絡協議会会長	

令和 3 年 度

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会

通 常 総 会 資 料

令和3年度

功 劳 者 氏 名

(順不同・敬称略)

地区連協会長の部

地区連絡協議会名	氏 名
中学校区町内自治会連絡協議会	
中学校区町内自治会連絡協議会	

町内自治会長の部

[illegible]

会 務 報 告

(1) 報告第1号 令和2年度町内自治会の異動について

町内自治会の異動について

1 町内自治会の解散

(1) さつきが丘市営住宅自治会

世帯数・組 3世帯・1組（令和3年1月届出時点）

中学校区・番号 さつきが丘中学校区・6番

令和3年1月18日解散届出

議 案

- | | |
|---------|--------------------------|
| 議案第 1 号 | 令和 2 年度事業報告 |
| 議案第 2 号 | 令和 2 年度収入支出決算報告 |
| 議案第 3 号 | 令和 2 年度収入支出決算監査報告 |
| 議案第 4 号 | 令和 3 年度会長及び副会長（案）の承認について |
| 議案第 5 号 | 令和 3 年度監事の選任 |
| 議案第 6 号 | 令和 3 年度主要事業方針（案） |
| 議案第 7 号 | 令和 3 年度収入支出予算（案） |

令和2年度事業報告について

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、令和2年度の事業方針に基づき、次のとおり会議等を開催し、事業を推進した。

令和2年4月3日 第1回理事会	花見川区役所講堂において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和2年度役員選出について 2 令和2年度通常総会について (1) 総会資料について (2) 役割分担について (3) 功労者表彰について 3 県営住宅幕張団地自治会の解散について 3 令和2年度区連協要望事項について 上記事項について協議し、通常総会実施に関する内容等について決定した。また、各地区連の要望事項を第3回理事会までに検討することとした。 ・その他 ①市連協専門部会員の選出について ②市連協関連行事予定について ③地区連協交付金の申請について
令和2年4月3日 会計監査	花見川区役所会議室において、出納関係書類の監査を実施し、決算は計数的に正確であり内容も適正なものと認定された。 【議題】 1 令和元年度事業報告及び収入支出決算監査 (事業報告書・収入支出決算書) 2 書類監査(出納書類、預金通帳確認) 3 監査講評

令和2年5月8日 (当初予定) 第2回理事会	新型コロナウイルスの関係で、書面開催とした。 【議題】 1 令和2年度総会について 2 令和2年度区連協要望について 3 花見川区地区町内自治会連絡協議会交付金について 上記事項について協議し、総会を書面開催とすることを決定した。また、各地区連の要望事項を次回理事会までに検討することとした。
令和2年5月16日 (当初予定) 通常総会	新型コロナウイルスの関係で書面開催とし、下記の事項について承認された。 【会務報告】 ・令和元年度町内自治会の異動について 【議案審議】 ・令和元年度事業報告について ・令和元年度収入支出決算報告について ・令和元年度収入支出決算監査報告について ・令和2年度会長及び副会長（案）の承認について ・令和2年度監事の選任について ・令和2年度主要事業方針（案）について ・令和2年度収入支出予算（案）について

令和2年7月3日 第3回理事会	花見川保健福祉センター大会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和2年度区連協要望事項について 2 令和2年度研修事業について 要望事項について各理事から説明し、市連協要望及び区連協要望について決定した。また、研修事業の中止を決定した。 ・その他 ①区連協への負担金について（依頼） ②区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付について（報告） ③地区連協交付金の交付について（報告）
令和2年10月2日 第4回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和2年度要望事項の回答について 2 花見川区地区連交付金交付要綱の改正について 上記事項について協議し、要望事項に対する市各所管の回答を確認した。また、地区連交付金交付要綱の改正について承認された。
令和3年1月15日 (当初予定) 第5回理事会	新型コロナウイルスの関係で、書面開催とした。 【議題】 令和3年度通常総会までのスケジュールについて 上記事項について協議し、通常総会までのスケジュールを確認した。

令和3年3月5日
第6回理事会

花見川区役所会議室において、理事会を開催した。

【議題】

- 1 令和2年度事業報告について
- 2 令和2年度収入支出決算見込みについて
- 3 令和3年度主要事業方針（案）について
- 4 令和3年度収入支出予算（案）について
- 5 令和3年度通常総会における功労者表彰対象者の推薦について
- 6 令和3年度通常総会における役割分担について
- 7 花見川区地区連交付金交付要綱の改正について

上記事項について協議し、通常総会は書面開催とすることとした。また、花見川区地区連交付金交付要綱の改正について承認された。

・その他

- ①（仮称）検見川・真砂スマート IC について
（道路計画課）
- ②千葉県あんしんケアセンターさつきが丘の移転について
（地域包括ケア推進課）

令和2年度 収入支出決算書

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会（単位：円）

収 入

科 目		本年度予算額	収入済額 ①+②	内 訳		比 較 増 減	摘 要
項	目			市補助金 ①	会費② (自主財源)		
補 助 金	区 連 協 補 助 金	1,536,000	1,536,000	1,536,000	0	0	地区連協交付金含む
負 担 金	負 担 金	45,000	45,000	0	45,000	0	地区連協負担金
事 業 費	研 修 費	156,000	0	0	0	▲ 156,000	
繰 越 金	前 年 度 繰 越 金	108,899	108,899	0	108,899	0	
雑 収 入	雑 収 入	10	6	0	6	▲ 4	預金利子
計		1,845,909	1,689,905	1,536,000	153,905	▲ 156,004	

支 出

科 目		本年度予算額	支出済額 ①+②	内 訳		比 較 増 減	摘 要
項	目			補助対象 ①	補助対象外 ②		
事 務 費	事 務 費	250,000	535,857	535,857	0	285,857	町内自治会のしおり、事務用品代他
会 議 費	総 会 費	130,000	36,349	36,349	0	▲ 93,651	総会資料郵送代他
	役 員 会 議 費	10,000	2,219	2,219	0	▲ 7,781	三役会・理事会費用他
表 彰 費	表 彰 費	75,000	36,180	36,180	0	▲ 38,820	受賞者記念品代他
事 業 費	研 修 費	310,000	0	0	0	▲ 310,000	
	広 報 費	80,000	79,200	79,200	0	▲ 800	自治会加入促進
旅 費	費 用 弁 償	90,000	46,000	46,000	0	▲ 44,000	理事、監事への旅費
交 際 費	交 際 費	30,000	0	0	0	▲ 30,000	
予 備 費	予 備 費	23,829	0	0	0	▲ 23,829	
交 付 金	地 区 連 協 交 付 金	847,080	847,080	847,080	0	0	
繰 越 金	繰 越 金	0	107,020	0	107,020	107,020	次年度繰越
計		1,845,909	1,689,905	1,582,885	107,020	▲ 156,004	

令和2年度収入支出決算監査報告

監査対象

令和2年度千葉市花見川区町内自治会連絡協議会

収入支出決算書及び関係帳簿証書等

監査期日

令和3年4月9日

監査結果

- ①現金出納の適否については、正確であり適正に管理されていると認める。
- ②収入支出決算書及び関係帳簿証書等の整備は適正であると認める。

令和3年4月9日

監事



監事



令和3年度

会長及び副会長（案）の承認について

4

会 長 _____

副会長 _____

副会長 _____

令和3年度
監事の選任

監事_____

監事_____

令和3年度主要事業方針（案）

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、会則に掲げられた目的を達成するため、市及び区役所と連携を密にして協力し合い、次の事業を行う。

1 町内自治会の加入促進に関すること

未加入世帯やマンション等へ町内自治会の必要性を周知し、市内6区で最も高い町内自治会加入率を堅持する。

2 要望事項等の解決推進に関すること

区内各地域に存在する諸問題に関する区連協要望事項・市連協要望事項及び地域に身近な要望等を、行政と協議しながら、解決推進を図る。

3 研修視察の実施に関すること

地域活動に資する研修を実施し、各単位町内自治会活動の充実と会員間の協調・親睦を図る。

4 区民相互の交流に関すること

他団体と連携しながら、世代を超えた区民相互の交流を通じ、連帯意識を高め、地域社会の発展に寄与する。

花見川区民まつりへの協力を行い、内容の充実を図る。

5 防災対策への一層の協力・要請に関すること

区と連携しながら、自助・共助による災害時の対応力や防災力の向上を図り、減災体制の確立を目指す。

6 安全・安心なまちづくりの推進に関すること

地域の安全のため、防犯パトロール及びボランティア等と連携し、地域防犯体制の強化を図る。

令和3年度会議予定（案）

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、事業方針に基づき、次のとおり会議等を開催し、運営上必要な事項について審議する。

年 月	内 容	備 考
通 年	加入促進活動	リーフレット・チラシ配布等
通 年	防災・防犯に関すること	
令和3年4月9日	理事会① (書面開催)	令和3年度役員の選出
	会計監査	令和2年度会計監査
令和3年5月7日	理事会② (書面開催)	令和3年度総会資料の確認等
令和3年5月29日	通常総会 (書面開催)	令和3年度通常総会
令和3年 6月	理事会③	要望内容の確認・提出等 研修視察の方針等
令和3年10月	理事会④	要望事項の回答等 研修視察等
	区民まつり	事業協力・広報等
令和3年11月	研修視察	
令和4年 1月	理事会⑤	研修視察決算報告等
令和4年 3月	理事会⑥	令和3年度事業報告 令和3年度決算見込み 令和4年度事業計画案 令和4年度収入支出予算案等

令和3年度 収入支出予算書（案）

収 入

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		本年度予算額 ①+②	内 訳		前年度予算額	比 較 増 減	前年度実績額	摘 要
項	目		市補助金 ①	会費② (自主財源)				
補 助 金	区 連 協 補 助 金	1,558,000	1,558,000	0	1,536,000	22,000	1,536,000	地区連協交付金含む
負 担 金	負 担 金	45,000	0	45,000	45,000	0	45,000	地区連協負担金
事 業 費	研 修 費	156,000	0	156,000	156,000	0	0	研修視察参加者自己負担分
繰 越 金	前 年 度 繰 越 金	107,020	0	107,020	108,899	▲ 1,879	108,899	
雑 収 入	雑 収 入	10	0	10	10	0	6	預金利子
計		1,866,030	1,558,000	308,030	1,845,909	20,121	1,689,905	

支 出

科 目		本年度予算額 ①+②	内 訳		前年度予算額	比 較 増 減	前年度実績額	摘 要
項	目		補助対象 ①	補助対象外 ②				
事 務 費	事 務 費	250,000	250,000	0	250,000	0	535,857	町内自治会のしおり、事務用品代他
会 議 費	総 会 費	130,000	130,000	0	130,000	0	36,349	総会資料印刷代他
	役 員 会 議 費	10,000	10,000	0	10,000	0	2,219	市連協・区連協他
表 彰 費	表 彰 費	75,000	75,000	0	75,000	0	36,180	受賞者記念品代他
事 業 費	研 修 費	310,000	154,000	156,000	310,000	0	0	視察研修会費用
	広 報 費	80,000	80,000	0	80,000	0	79,200	自治会加入促進他
旅 費	費 用 弁 償	90,000	90,000	0	90,000	0	46,000	理事、監事への旅費
交 際 費	交 際 費	30,000	0	30,000	30,000	0	0	名刺交換会、慶弔費他
予 備 費	予 備 費	47,870	0	47,870	23,829	24,041	107,020	前年度繰越金
交 付 金	地 区 連 協 交 付 金	843,160	843,160	0	847,080	▲ 3,920	847,080	
計		1,866,030	1,632,160	233,870	1,845,909	20,121	1,689,905	

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉市花見川区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、花見川区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、花見川区内町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、原則として花見川区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 町内自治会および地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行なうこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他の団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会 長	1名	理 事	若干名
副会長	2名	監 事	2名
会 計	2名		

(役員の選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。

- 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。
- 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。
- 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業会計及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他重要な事項

4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が召集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三役会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が召集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
- (2) 会務の執行上必要なこと。

第4章 会 計

第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

第18条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

1 この会則は、平成4年5月16日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成7年5月20日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年5月12日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成29年4月7日から施行する。

各地区連絡協議会一覧表（別表）

地 区	小 学 校 区
花園中学校区 (第 7 地区)	検見川小学校 畑小学校 花園小学校 瑞穂小学校
こてはし台中学校区 (第 1 0 地区)	こてはし台小学校 横戸小学校
幕張中学校区 (第 1 1 地区)	幕張小学校 幕張東小学校 幕張南小学校
花見川中学校区 (第 2 2 地区)	花見川小学校 柏井小学校 花見川第三小学校 花島小学校
天戸中学校区 (第 3 5 地区)	長作小学校 作新小学校
さつきが丘中学校区 (第 4 0 地区)	さつきが丘東小学校 さつきが丘西小学校
犢橋中学校区 (第 4 2 地区)	犢橋小学校
朝日ヶ丘中学校区 (第 4 6 地区)	西小中台小学校 朝日ヶ丘小学校
幕張本郷中学校区 (第 4 8 地区)	上の台小学校 西の谷小学校

令和 2 年度

花見川区町内自治会連絡協議会
要望事項

千葉市町内自治会連絡協議会
(花見川区分) 要望事項

要 望 1

「大賀ハスのふるさと 東大旧緑地植物実験所の今後の展望について」

東大が旧緑地植物実験所から撤退し、その後を地元の自治会などで構成する大賀ハスのふるさとの会が管理して、花ハスの栽培を継続して本年度で早くも9年目に入りました。おかげさまで千葉市や花見川区のご支援のもと地域の協力やボランティアの参加を得て観蓮会を継続することができました。本年度も新型コロナ禍の非常事態宣言終結後に、大賀ハスの圃場の一般公開という形ながら、多くの皆さんに花ハスを楽しんでいただくことができました。いつものことながら、この地において大賀ハス始め多くの花ハスの開花を見ることのできる意義と幸せを感じることができました。

また、発足以来続けられている〇〇氏のご指導と献身的な援助もなければ、このようなハス圃場を維持することはできないことを付け加えさせていただきます。

私たちは今後もこの事業を継続してまいります、いつも大きな懸念を抱えていなければなりません。この実験所の使用は、ご高承の通り、この土地が売れるまで一年毎の契約になっており、はなはだ不安定な状態は変わっていません。

この土地は千葉市の貴重な里山であり、文化遺産でもあります。私たちがここで大賀ハスはじめ多くの花ハスを栽培すればするほど、この環境のすばらしさが身にしみてまいります。なんとか安心してこの土地全体を活用する手だてはないものかと思いが益々強くなっています。

本来、この土地を市が取得出来ればベストですが、今直ぐは無理だとしたら、長期に借用し、花ハス以外にも市民の里山として、しかるべき活用ができないかと思えます。今のままでは本当にもったいないというほかありません。

幸い、オオガハスは千葉市都市アイデンティティの戦略プランとして取り上げられています。この地はまさにそれにふさわしい場所です。私たちは、千葉市が大賀ハスの発祥の地として、もっと声を大きくしてPRしてよいと思えます。

私たちは旧緑地実験所だけでなく、地域の小中学校のハス池の復活や維持、新検見川駅のコンコースの花ハス展示、さらには花ハスの栽培講習会による花ハスの普及にも努力して参ります。大賀博士の残されたハスを愛する文化の普及が花園地区の願いでもあります。市を上げての戦略プランを実現するために私たちも参加したいと存じます。

私たちの提案

「緑地植物実験所」を「大賀（ハス）記念公園」として再開発する。

- ① 花ハス圃場の継承
- ② 里山状の敷地全域の環境保全
- ③ 利用可能な温室施設の活用 市民への貸し出しなど
- ④ 児童・生徒の研修の場所としての活用 （キャンプも可能）

回 答

今年度は新型コロナウイルスの影響により、花園ハス祭り観蓮会が中止となり大変残念ですが、そのような中、大賀ハス文化の伝承の普及活動に取り組んでいただきありがとうございます。

東京大学旧緑地植物実験所用地において、地元の市民団体(大賀ハスのふるさとの会)の皆様がハスの管理・育成を行い、観蓮会を継続して行える環境が維持できるように、引き続き東京大学に対して、同実験所用地の無償貸借の継続をお願いして参ります。

(総合政策局総合政策部政策調整課)

要 望 2

「花見川河川敷の環境整備と観光資源としての活用について」

区内を流れる一級河川である「花見川」は区の名称になっているように、区における重要な資源であると認識しており、花見川の河川敷の整備等を行うことで、住環境が向上し、子育て世代等の定住者を呼び込むことが可能になると考えます。

近時、新型コロナ禍でも比較的安全なスポーツの場所としてサイクリング道路の利用者が急速に増加してきました。千本桜緑地にも多くの子供達がやってきます。ところがサイクリング道路の痛みもひどく決して安全ではありません。

また、初夏に向かって土手のアシや篠竹が伸び放題で、川面が見通せません。草刈りの回数が少ないことと、管理が入り乱れていて同時に草刈りがされないので、誠に醜い事態になります。もし事件でもあって草地に放り込まれたら全く見えないので怖いことになりかねません。管理の一元化はできないものでしょうか。

懸案の上流部の、不法耕作、不法釣座の撤去も行われましたが、困ったことに跡地が草ぼうぼうです。

土手の桜並木も住民に潤いを与えていますが、直ちに対策が必要な箇所がみられます。折角の桜も天狗巣病が多く見られます。病虫害対策もぜひお願いします。また、照明計画を含めた花見川両岸の安全対策も早急にお願いします。

観光資源として活用するには、河原に入れない、水辺に降りられないことは致命的です。折角の水辺をせめてハゼ釣りができるくらいの場所にして欲しいと思います。放水路の役割と岸辺の保全・開発の兼ね合いは難しいと思いますが、花見川を有する区民としては、海辺だけでなく花見川と周辺地域を含めて千葉市の言うウォーターフロントとすべきだと考えます。

花見川開削当時の歴史ももっと市民にわかるようにすべきです。

これらを貴重な魅力ある観光資源として有効活用が可能になる方策を実施していただけるよう要望いたします。

回 答

花見川については、千葉県が河川管理者ではありますが、景観、環境、防災など、多くの機能を有しており、本市においても、重要な資源と考えております。

また、花見川の魅力を高め、地域に開かれた河川となるよう、行政だけではなく、水辺を活用するアイデアやノウハウを持つ民間事業者と連携し、取り組む必要があると考えております。

昨年6月には、民間事業者からカヤック体験の社会実験の申し出があり、本市としても、社会実験の小さな成功を繰り返すことにより、花見川の良い環境や地域価値の創出が期待できることから、この社会実験を後援しました。

その後の社会実験は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりましたが、新しい生活様式を踏まえた、官民連携による魅力向上や開かれた河川を目指す取り組みについて、今後も調査研究してまいります。

また、花見川サイクリングコースは、独立行政法人水資源機構及び千葉県が管理している印旛放水路（通称：花見川）の管理用通路を、本市が借りて供用しております。

花見川千本桜緑地とサイクリングコース及びその両脇1 m部分が本市管理の対象であり、草刈は年に3～4回実施しております。それ以外の千葉県管理の河川敷については、千葉県土木事務所が必要に応じて草刈を実施しているため、事前に実施時期などの情報を収集し、なるべく県市同時期に実施できるよう努めてまいります。また、コース舗装は、通行上危険のある大きな亀裂を優先して順次補修しております。

河川沿いには、本市管理以外のサクラが多数存在している状況であり、本市管理の対象となるサクラについては、必要な管理に努めてまいります。

なお、サイクリングコースの新たな照明設置については、電源確保等の問題から今のところ計画はございません。

（都市局公園緑地部緑政課）

（都市局公園緑地部花見川公園緑地事務所）

花見川は、水辺に憩うことのできる観光資源であるとともに、サイクリングやハイキング、千本桜緑地、花島公園など、様々な観光素材に恵まれた、地域の貴重な観光資源と認識しており、本市としましては、花見川の魅力を活用しようと検討する市民団体などからの提案について、プロモーションや広報などの支援に取り組んで参ります。

（経済農政局経済部観光プロモーション課）

花見川区民の皆様、区の歴史への理解を深めていただくために、区と連携し、区のホームページ等で「花見川開削当時の歴史」をご紹介していきたいと考えております。

（教育委員会生涯学習部文化財課）

要 望 3

「花見川区大日町地先宇那谷町18号線交差点改善、大日町4号線／国道16号交差点への右折レーン設置および有休農地転用の駐車場、重機置き場、リサイクル金属買取施設対策」

当該地域は国道16号以東、千葉市北端に位置し四街道市と佐倉市、八千代市にも隣接しています。当該地域には多くの休耕農地や雑地が存在し、千葉北インターからも近いことから近年、これら遊休地にトラックや重機の駐車場（置き場）、リサイクル金属買取施設、中古車両の解体、中古車両のコンテナ輸送施設、産排処理、流通施設が次から次へと新設されております。

私たちは遊休地の有効活用としてこれら農地が合法的に転用されていくことに対して一定の理解を示しますが、この地域には4,000人を超す市民が日々の生活を営んでおり、周囲状況のこれら急変に対し、大きな不安を抱いております。特に、これら施設関連の大型車両が朝夕、大日町3号線・三角町54号線・宇那谷町56号線と大日町4号線の2ルートを通して国道16号、千葉北インター方面間を走行し、大渋滞や路面劣化の加速化、更には、事故発生の危険性が増大しております。かかる状況下、以下項目について善処をお願いします。

① 大日町地先宇那谷町16号線と三角町54号線交差点の早急なる改善

本件については一昨年、昨年も要望していて、土地の取得が必要で進展していない、との回答がありましたが、地権者との取得交渉を前進させ、早急なる工事着手をお願いします。下記写真のように、み春野や大日町からこてはし台小学校への通学路にあることから、子供たちの安全確保のために真剣に取り組んで頂きたいと思います。大掛かりな立ち退きが必要な土地は見当たらないことから、強力な取得交渉で前進させて頂きたいと思います。角地にある建物は廃屋となっています。

② 大日町4号線から国道16号へ右折する専用レーンの設置をお願いしたい。

当該交差点は特別支援学校そばに位置し、交通量増大が顕著で、右折レーンないため、特に朝夕の大渋滞の一因にもなっています。セブンイレブン駐車場の一部を取得すれば右折レーン設置が可能です。

③ 当該地域における遊休農地の駐車場や重機置き場、スクラップ処理施設への転換が進展している現状を、市はどう見ているのか、どういう将来図を描いているのか、お示しをお願いします。（本項目についての回答は前回、前々回回答に含まれていません。）特に交通問題、環境問題に配慮したきめ細かな対応と、将来図設計を要望します。特にヤードは外資が直接的、間接的に取得しているケースが多く見られ、計画段階から地域町内・自治会に丁寧な説明をするようご指導願います。また、ヤードの囲い塀が道路ぎりぎりに建てられ、車両の視界を遮っているケースが多く、警察と連携しその面での指導・規制措置をご検討願います。ヤード内で何が行われているのかも不明で、管理責任者、連絡先の表示も無いケースが多いです。

④ 上記ヤードのうちリサイクル金属買取施設が増加しており、実態は廃棄された機器類から金属を取り出し、買取、分別、海外への出荷を行っており、廃棄物処理法の範疇で規制、取り締まりができないかご検討願います。分別時の騒音、匂い、自然発火による火災が発生しています。

回 答

- ① 大日町地先宇那谷町18号線の交差点については、土地所有者の協力が得られず、整備の見込みがたっておりません。

引き続き、土地所有者に交渉して参ります。

- ② 大日町入口（大日町4号線）交差点の大日町側に右折レーンを設置するには、現道の幅員では不可能であります。

用地取得を伴う整備につきましては、現在着手している事業の完成を優先しているところであり、本路線の拡幅整備の早期事業化は困難な状況であります。

（建設局道路部道路計画課）

（建設局道路部道路建設課）

- ③ 遊休農地を含む農地を、農地以外の他の用途である駐車場などへ転用する場合には、農地法で規定されている立地基準（農地をその営農条件や周辺の市街地化の状況から区分し、許可の可否を判断する）と一般基準（他法令の許認可関係や周辺農地等への被害防除措置の妥当性などを審査する）の双方の基準に適合しているかを農業委員会では審査しております。

また、違反転用等の不適切な利用が認められた場合には、是正するよう指導を行っております。

今後も、市内農業の充実化及び農地の有効活用が行われるよう、農地法の許可には適正な審査はもちろんのこと、違反転用等には指導を行って参ります。

あわせて、事業者には、近隣にお住いの方々の生活環境に十分に配慮し、関係先と適切に調整するよう指導して参ります。

（農業委員会事務局）

- ③ヤードの囲い塀が道路ぎりぎりに建てられていることについて

ヤードの外周部に設けられた塀や門については、それらを「建築物」として扱う場合、構造の種別に応じて、建築基準法への適合性が求められます。

塀や門が「建築物」と判断される場合で、建築基準法に違反している場合や、維持管理の状況が悪く安全性に問題がある場合は、所有者に対し是正指導を行うこととなります。

（都市局建築部建築指導課）

- ③ 市内の重機置き場等において発生する騒音や振動などの環境問題について、苦情が市民から寄せられた際には、所管する環境法令に基づき届出や規制基準の遵守等を指導しているところです。

今後も、同様の苦情が寄せられた場合には、現地を確認し、適宜事業者の指導を行って参ります。

(環境局資源循環部環境規制課)

- ④ リサイクル金属買取施設につきましては、保管している機器類は事業者が買い取ったものであることから、廃棄物処理法における規制対象である廃棄物として認定することができず、対応に苦慮しているところですが、令和元年10月に環境局、都市局、消防局の三局で再生資源物対策会議を構成し、合同で立入調査、事業者指導を実施しております。

この中で、買い取った機器であっても、廃棄物処理法において届出義務等が定められている有害使用済機器が発見された場合には、法に定める届出や保管基準等を遵守するよう、適宜指導をして参ります。

(環境局環境保全部産業廃棄物指導課)

要 望 4

「横戸町 23 号線道路拡幅に関する計画通りの推進要望」

横戸町 23 号線の拡幅工事にあたり、関係部署、工事関係者の皆様にご努力頂いております事に対し、厚く御礼申し上げます。

拡幅の要望から約 30 年が経ちました。平成 30 年度、計画通り約 90m の工事が終了となり、全体の約 80% 部分の工事が完了しております。地元横戸台団地住民の強い要望の中、バス「花まわる号」の開通、コンビニエンスストア「ローソン」の開店等で、車両の通行量も年々多くなり、未完成部分のタイヤ置き場隣接箇所が狭い為、すれ違い時の危険が日を増すごとに増大している現状です。

昨年の秋に、第 10 地区町内自治会連絡協議会の 〇〇 会長、当横戸台自治会 〇〇 前会長とが、地主様に面談する機会があり、先方のお気持ちをお伺い致しました結果、「地主様は全くの拒否姿勢ではなく、土地売却の気持ちがない訳ではない様子であった」との事です。

未整備区間 90m の完成は、平成 30 年度の予定でしたが進展しておりません。地主様の心情に充分ご配慮の上、早期の用地取得交渉を進めて頂き、未整備な区間の 1 日も早い完成に向けて、切にお願いする次第でございます。尚、完成の後は速やかに「ローソン前の交差点」「弁天橋方向の約 460m 先の交差点（16 号線からはカーブがあり非常に危険な箇所）」2 カ所に安全確保の為の「信号機設置」に対するご支援を含み、何卒宜しくお願い申し上げます。

〈

回 答

要望箇所については、土地所有者に連絡を試みておりますが面会が実現せず、事業協力が得られていない状況です。

今後も、未整備区間90mの完成に向け、引き続き土地所有者から協力が得られるよう交渉を進めて参ります。

(建設局道路部道路建設課)

要望のありました交通信号機(定周期式)の新設につきましては、公安委員会(警察)の所管となりますので、地域を管轄する千葉北警察署に情報提供いたしました。

警察からは

(1) 千葉市花見川区横戸町1271-24 () 前十字路交差点について

「新規の要望がありました、交差点に設置される信号機は公安委員会(警察)の所管であり、必要な安全対策を講ずるよう地域を管轄する千葉北警察署に要請しますが、既に交差点は完成形となっており、道路管理者との協議も終了していることから、公安委員会(警察)は、新規の要望として受理して、検討することになります。」

(2) 千葉市花見川区横戸町1293-2(ローソン千葉横戸町店)前十字路交差点について

「昨年度においても、本要望は花見川区連絡協議会から受けております。要望のありました交差点改善に伴う安全対策について、同交差点に設置される信号機は公安委員会(警察)の所管であり、引き続き、交差点改善(改良)が行われるに際し、要望場所が開通するときに、必要な安全対策を講ずるよう、千葉北警察署が信号機設置を検討して参りますが、現状での設置はできないことをご承知してください。なお、道路が開通して交差点改善(改良)が完成しても、直ちに信号機が設置するということではなく、交通量調査等を行い信号機設置の必要性を検討することになります。」

との回答を頂きました。

連絡協議会の要望でもありますので、市としては引き続き実現に向けて管轄警察署に要望して参ります。

(市民局市民自治推進部地域安全課)

要望 5

「市道幕張189号線拡幅及び歩道整備のお願い」

主要地方道千葉鎌ヶ谷・松戸線の武石三代王神社から京葉道路下り幕張パーキングエリア入口間（約 500m）は幕張東小学校への通学路に指定されていますが、道路幅が狭く（約 4m）かつ車の往来が日に日に激しくなり、指定通学路を変更するほど大変危険な状態となっております。消防・救急車等の緊急車両の通行も最悪の状態です。

189 号線沿線には霊園への道路、老人施設への道路、ミニ開発と称する休耕田の宅地化のための建設道路及び京葉道路パーキング内に併設されているパサール上り裏口への必要道路となったためと考えられます。

未整備道路であっても、上記開発等の実施が難しいのでトラック・ダンプ等の大型車両が頻繁に往来するのです。また、この道路は抜け道としてネット情報に登場しており、通過車両数は日に日に増えており、さらに危険度が増しています。

このため、車両のすれ違いが困難な箇所での避難所設置は 1 ヶ所、実現していますが、交通量は増加する一方で抜本的な解決にはほど遠いものです。安全確保にはもう 2・3 ヶ所の避難所確保が必要と考えます。千葉市行政からは付近の道路整備を策定中と聞いておりますが、通行量増加との乖離は目に余ります。

また、大型マンションの入口にある交差点についても交通量が増加している現状から信号機設置を要請しておりますが、警察行政からは交差点付近の道路設計の見直しが必要との指摘を聞いておりますので、ご検討をお願いいたします。

地域住民の人・車及び通過車両の安全確保のため 189 号線の拡幅及び歩道環境の整備は喫緊の課題として要望いたします。

回 答

ご要望の幕張189号線は、道幅が狭く、車両の円滑な通行が確保できていないことから、対策の必要性を認識しております。

拡幅及び歩道整備には用地の取得が必要となりますが、当該路線は山側には神社、海側にはマンションなど堅固な建築物が連担していることから用地取得が困難な状況であります。

このため、県道千葉鎌ヶ谷松戸線へ抜ける代替の道路として市道武石町10号線の拡幅事業を進めているところであり、大型マンションの入口にある交差点につきましては、この拡幅事業の中で改良案を検討しております。

また、地区の抜本的な交通環境改善として、都市計画道路幕張本郷松波線の整備を行うこととしており、早期完成を目指していきたいと考えております。

(建設局道路部道路計画課)

(建設局道路部街路建設課)

宅地開発に伴う工事車両については、開発許可時に千葉市宅地開発指導要綱により、近隣住居環境を損なわないよう必要な対策を指導しております。また同要綱の中で、環境対策とは別に通学路の安全についても十分注意して運行するよう、事業者へ指導しております。

今後とも、交通法規など関係法令の遵守を徹底するよう注意喚起いたします。

(都市局建設部宅地課)

要 望 6

「幕張町五丁目中心街から海浜幕張方面に向かう道路に付き安全確保・利便性向上のための交差点改良のお願い」

安全確保及び利便性向上のため、下記図面の交差点の改良を要望いたします。

幕張イトーヨーカドー前を走る主要地方道千葉鎌ヶ谷・松戸線（以下、主要道路という。）は主要幹線道路の名のとおり相当な交通量となっています。このため、主要道路とほぼ平行に走っているひび野幕張町線及び205号線へと自動車の流れは移動してきています。

さて、国道14号線とひび野幕張町線との大型交差点の利用については標識上、自転車専用道路を利用するか、横断橋を渡るかまたは遠くの平面交差点を利用するしか方法はありません。また、近々交差点角には車の大型店舗の進出が確定し、工事中です。

しかしながら、高齢者には横断橋利用は困難であります。歩行横断では高校生でも横断橋を利用していません。横断道路部分の標識は自転車専用道路となっており、多くの方が法違反を承知で自転車専用道路を利用しているのが現状です。

したがって、利用者の現状を考え、平面交差化を要望します。国道の自動車優先ではなく、交差点を利用する人間優先にしてください。この道路はイトーヨーカドー前の主要道路に劣らない道路状況に変化しています。

上記の理由にて交差点の改良を要望いたします。

回 答

要望のありました横断歩道の新設につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、地域を管轄する千葉西警察署に情報提供いたしました。

- ・ 結 論 警察からは、横断歩道の新設は困難という回答です。
- ・ 理 由 要望場所には、右折のための専用路が整備され、信号機に右折時間が設けられています。幅員約40mの国道を横断するための歩行者用信号時間を設定することによる渋滞発生が予想されることや、右左折車両と横断歩行者の交錯が生じ重大事故の発生が危惧されることなどから実現は難しいと思われます。

要望場所は、現在横断歩道橋が工事中で撤去されており、習志野市側に設置されている横断歩道橋への迂回をせずに、自転車横断帯を歩行者が横断していることは承知しているところですが、自転車は軽車両であり交差点を走行することが原則であることから、自転車横断帯を閉鎖して、歩行者は横断歩道橋に迂回させることも検討材料です。

また、高齢者が横断歩道橋の昇降には苦慮していることは十分理解はできますが、管理者である国土交通省 千葉国道事務所が、現在、エレベーターを含めた横断歩道橋の再設置など整備手法について検討を行っているとのことです。

- ・ その他 連絡協議会の要望でもありますので、市としては引き続き実現に向けて管轄警察署に要望して参ります。

（市民局市民自治推進部地域安全課）

要 望 7

「市道天戸町・柏井町線の柏井小学校前交差点から
八千代市ファミリーマート前信号までの拡幅整備（約 100m）」

市道天戸町・横戸町線の柏井高校入口から柏井小学校前交差点までの拡幅整備は令和 2 年度に完成予定ですが、交通量が激増し、柏井小学校前交差点で渋滞が予想されることから、現在進めている拡幅整備事業の延長工事として八千代市ファミリーマート前信号までの約 100m（千葉市側、八千代市側含む）の拡幅整備工事の早期着工を要望します。八千代市とも協議してください。

回 答

柏井小学校前交差点から八千代市ファミリーマート前信号までの区間につきましては、事業中路線の進捗状況を見極めながら、優先度を考慮し事業化を検討して参ります。

また、事業効果を十分に発現させるため、連絡する八千代市道の拡幅整備計画と整合を図っていきたいと考えております。

（建設局道路部道路計画課）

要 望 8

「芦太川（八千代1号幹線、高津川上流）のバックウォーター現象による水位上昇に起因する浸水対策の推進」

台風等による大雨で花見川の水位上昇によって芦太川の下流にあたる高津川（八千代都市下水路、八千代1号幹線）と花見川合流点のバックウォーター現象による水位上昇に伴って芦太川から雨水排水管を逆流した河川水と内水氾濫による雨水によって駐車場が浸水するため、大雨警報が発令されるたびに車両を移動している。

現地調査の上、（１）雨水排水管に逆止弁を設置する。

（２）内水氾濫による雨水の集水柵と排水ポンプを設置する。

等を要望します。

回 答

現地調査の結果、当該地は、市有排水施設と民有排水施設が複雑に混在しており、お互いの財産区分を明確にする必要があります。

このため、各施設の設置については、現状を整理した後、双方で適切な対策を協議検討して参ります。

（建設局下水道建設部下水道維持課）

（建設局土木部花見川・稲毛土木事務所）

（建設局下水道建設部雨水対策課）

要 望 9

「旧花見川第2中学校跡施設に計画している第2次県立特別支援学校整備計画の推進」

ご承知の通り昨年9月に地域の関係者全員の同意を得ておりますので早急に整備計画の推進をお願い致します。できれば工程表を作成してください。

千葉県との交渉には少なくとも次の3点を満たすようにお願いします。

(1) 花見川団地を中心とする花見川区北部の活性化、人口増に資する内容の諸設備を完備した特別支援学校とする。

(2) 特別支援学校設立に伴う雇用(教員等の専門職を除く)は花見川団地を中心にした地域(花見川中学校区内)を最優先する。

(3) 花見川団地及び周辺地域(旧花見川第二中学校区内)の防災拠点として長期のライフラインの停止に対応できる諸設備及び備蓄品を有する避難所機能を持たせる。

回 答

現在、旧花見川第二中学校跡施設への県立特別支援学校整備に向けて、県と協議を進めているところです。工程表につきましては、県の整備方針が決定し、県から示された段階でご提示させていただきます。

また、ご要望いただきました内容につきましては、今後の協議の中で、県に伝えて参ります。

(財政局資産経営部資産経営課)

要 望 10

「主要地方道長沼・船橋線の歩道拡幅整備について」

標記の歩道は、長作町1868番地三島神社付近より長作町1889番地間の約300mにわたる歩道です。

小中学校への通学路になっておりますが、幅が1mほどしかなく、雨天、強風時には車道に押し出され大変危険な状態です。また、自転車も歩道通行しており、接触事故も多発しております。

児童並びに地域住民の安全を確保するため歩道の拡幅整備をお願いいたします。

回 答

ご要望の区間につきましては、約1mの歩道幅員の箇所もありますが、両側に歩道が整備されております。

現状、歩道の整備されていない通学路が多数あり、それらの整備を優先して進めており、また、用地取得を伴う整備につきましては、現在着手している事業の完成を優先しているところであり、本路線の拡幅整備の早期事業化は困難な状況であります。

（建設局道路部道路計画課）

要 望 11

「作新台 5-26-17 地先押しボタン式信号の普通信号化へのお願い」

通学路にもなっているこの箇所は、過去に児童や高齢者が重傷を負った重大事故が発生し、死亡事故も発生しているので、ぜひとも押しボタン式の信号機から普通の信号機へ変更していただきたい。

変更するには道路の拡幅が不可欠なので、拡幅整備を要望いたします。

回 答

当該箇所におきましては、利用者の十分な安全確認が必要不可欠なものであり、注意喚起のための路面標示や看板設置を過年度に実施したところであります。

用地取得を伴う整備につきましては、現在着手している事業の完成を優先しているところであり、本路線の拡幅整備の早期事業化は困難な状況ではありますが、今後
も、現地の交通状況などを注視し、必要に応じて現道内において実施可能な対策があれば対応して参ります。

(建設局道路部道路計画課)